

自動車検査証の電子化に関する検討会（第7回）

議事次第

日 時：令和元年6月14日（金）10時00分～12時00分
場 所：国土交通省（中央合同庁舎3号）11階特別会議室

1. 国内におけるICカードの利活用事例について
2. IC自動車検査証の利活用方策のアイデア募集（案）について
3. ICチップ空き領域の利活用にあたっての検討事項（案）について
4. 今後の進め方（案）について

（配付資料）

議事次第

委員名簿

資料1 国内におけるICカードの利活用事例

資料2 IC自動車検査証の利活用方策のアイデア募集（案）

資料3 ICチップ空き領域の利活用にあたっての検討事項（案）

資料4 今後の進め方（案）

参考資料 第6回検討会議事概要

自動車検査証の電子化に関する検討会 委員名簿

(敬称略、50音順)

○委員

(有識者)	石田 東生	筑波大学 名誉教授
	大山 永昭	東京工業大学科学技術創成研究院 特命教授
	川端 由美	自動車ジャーナリスト
	坂 明	(一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	関 哲朗	文教大学情報学部 教授
(関係団体等)	青山 猛紀	(一社)日本損害保険協会 自賠償保険固有業務PT リーダー
	荒岡 克巳	日本行政書士会連合会 副会長
	小笠原 徹	地方税共同機構システム部 部長
	岡安 雅幸	(一社)全国自動車標板協議会 専務理事
	久保田秀暢	(独)自動車技術総合機構 審議役
	木場 宣行	(一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事
	島崎 有平	(一社)日本自動車販売協会連合会 常務理事
	徳永 泉	(一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事
	堀内 俊樹	(一財)自動車検査登録情報協会 顧問
	岩田 剛和	軽自動車検査協会 理事
	武藤 孝弘	(一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事
	和辻 健二	(一社)日本自動車工業会 常務理事
(行政機関)	奥田 直彦	内閣官房IT総合戦略室 参事官
	蔭山 良幸	国土交通省総合政策局情報政策課 課長
	林 和宏	警察庁交通局交通企画課 課長補佐
	村中 俊治	交通規制課 課長補佐
	平木 省	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長
○国土交通省	奥田 哲也	自動車局長
	島 雅之	自動車局次長
	福田 守雄	大臣官房審議官(自動車局)
	河原畑 徹	自動車局総務課長
	小林 豊	自動車局保障制度参事官
	佐橋 真人	自動車局環境政策課長
	江坂 行弘	自動車局技術政策課長
	野津 真生	自動車局審査・リコール課長
	平井 隆志	自動車局整備課長
	田中 賢二	自動車局自動車情報課長
	須賀 政幸	自動車局自動車情報課課長補佐

資料1 国内におけるICカードの 利活用事例

1. マイナンバーカードの利活用の仕組み

マイナンバーカードで想定される利活用の範囲

- マイナンバーカードでは、個人番号の証明・公的な身分証明とともに、行政サービスだけでなく、民間サービスでの利活用も想定されている。

マイナンバーカードのメリット

行政

マイナンバーを証明する書類として

○マイナンバーを証明する書類としてマイナンバーカードを提示

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

券面

本人確認の際の公的な身分証明書として

なりすまし被害の防止

◇マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面 **電子証明書**

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～国家公務員身分証としての活用を開始し、健康保険証の機能搭載を検討中
- 自治体～職員証、印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面 **アプリ** **電子証明書**

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

平成30年12月3日現在、555市町村が導入し9,007万人が利用できる。平成30年度中に、導入市町村は602に増加し約9,467万人が利用できることとなる予定。

アプリ **電子証明書**

各種行政手続のオンライン申請

○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き遅れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設

○インターネットにおける不正アクセスが多発
一公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子証明書

マイナンバーカードの利用箇所

- マイナンバーカードは大きく以下の3つの利用箇所を用いて利用されている。
 (1) カード券面の利用 (2) ICチップの空き領域の利用 (3) 電子証明書の利用

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成

公的個人認証AP

選挙事務確認AP

選挙事項入力補助AP

住基AP

プラットフォーム

ICチップ
空き領域

市町村等が用意した独自搭載するために利用する。

アプリ

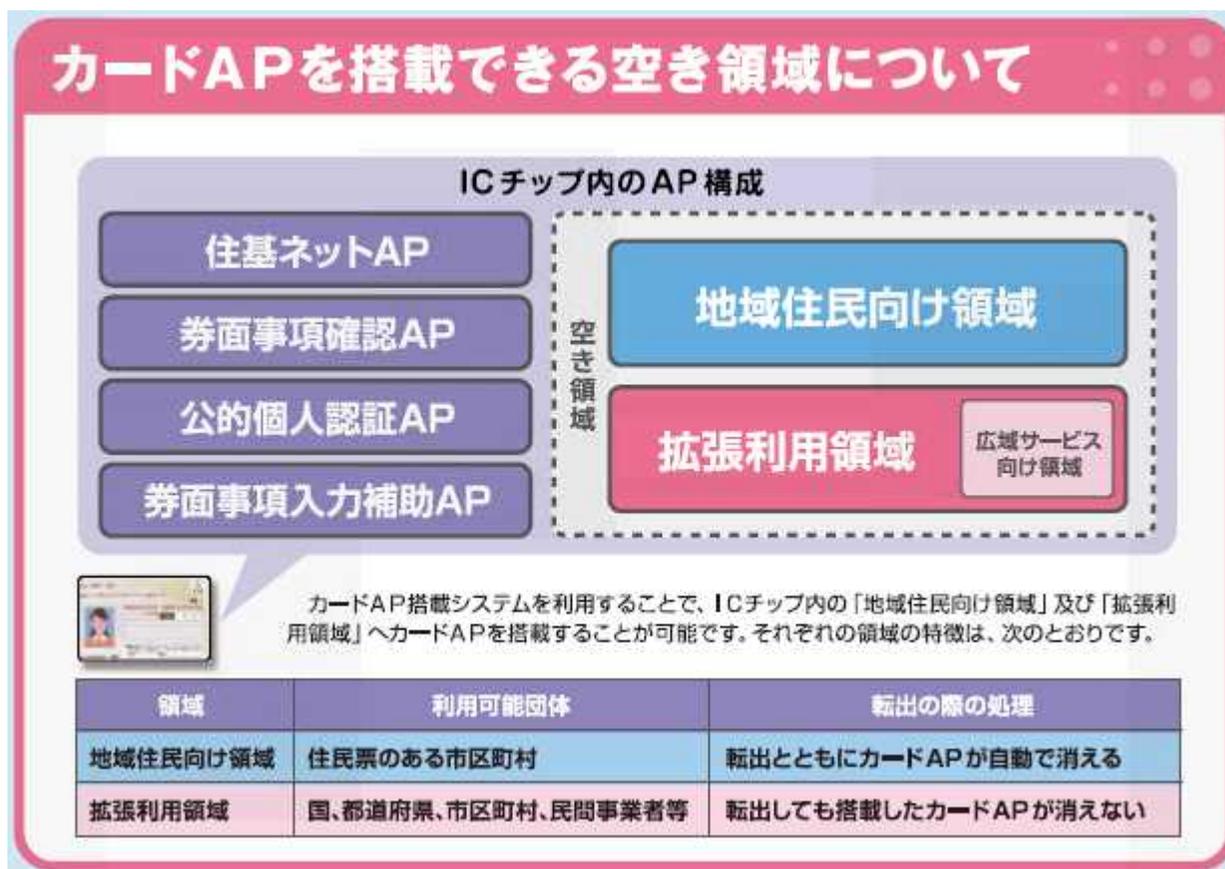
(1) カード券面
 社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)。公的な身分証明書として活用

(2) ICチップの空き領域
 市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関・民間事業者等は総務大臣の定めるところにより利用可能。
 ・印鑑登録証 ・コンビニ交付
 ・証明書自動交付機 ・図書館利用
 ・公共施設予約 ・地域の買い物ポイント 等

(3) 電子証明書
 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)
 行政機関等(e-TAX、マイナポータル、コンビニ交付)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
 イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

マイナンバーカードのICチップ空き領域の仕組み

- マイナンバーカードは I Cチップ内の空き領域である、「地域住民向け領域」及び「拡張利用領域」へカード A P を搭載することで、さまざまなサービスが提供できる。



カード A P 搭載システムとは

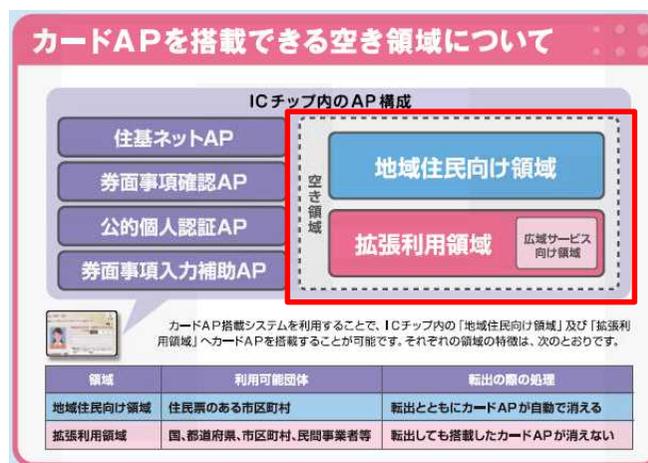
- マイナンバーカードのアプリケーション搭載システムを、カード A P 搭載システム（カード A P 搭載システム）という。
- マイナンバーカードにアプリをダウンロードして日常生活のさまざまなシーンでサービスを提供できる。

2. マイナンバーカードの利活用に関する法制度

マイナンバーカードの利活用に関する法制度

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」（以下、番号法という。）第十八条において、カード記録領域と区分された空き領域の利活用について規定されている。

条項	条文
（個人番号カードの利用） 第十八条	<p>個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、<u>次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。</u>この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務</u> 二 <u>特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務</u>



番号法第十八条第一号に基づく条例で定める事務①

- マイナンバーカードの I C チップの空き領域を利用し、市町村が独自にサービスを提供。
(以下、市町村におけるマイナンバーカードの利活用事例)

提供自治体	サービス名	カードAP搭載領域	条例で定められた事務
岩手県紫波町	印鑑登録証明書の交付 証明書等の交付	地域住民向け領域	(1) 印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用して、証明書等を交付するサービス
秋田県東成瀬村	印鑑登録証明書の交付 証明書等の交付 はり・きゅう・マッサージ施 術券の交付	地域住民向け領域	(1) 印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用して、規則で定める証明書等を交付するサービス (3) 自動交付機を利用して、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付するサービス
群馬県前橋市	タクシー運賃の等助成	拡張利用領域	マイタク(でまんど相乗りタクシー)の運行の実施に関するタクシー運賃等助成事業に関する事務
新潟県三条市	選挙の投票入場受付 避難所の入退所受付 職員の出退勤管理 窓口支援サービス	地域住民向け領域	(1) 規則で定める証明書等の交付事務 (2) 規則で定める申請書等の作成事務 (3) 投票所における投票受付事務 (4) 避難所における入退所事務
	図書の貸出受付 市外在住の職員の出退 勤管理	拡張利用領域	(5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務 (6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務

(地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) HP、各自治体HPをもとに作成)

番号法第十八条第一号に基づく条例で定める事務②

提供自治体	サービス名	カードAP搭載領域	条例で定められた事務
富山県高岡市	図書館システム 学習センター事務	地域住民向け領域	(1) 高岡市立図書館条例に規定する図書館における図書館資料の予約及び貸出し並びに指定閲覧席の利用に関する事務 (2) 高岡市生涯学習センターにおける講座の受講申込み並びに施設及び備品の利用に関する事務
滋賀県愛荘町	印鑑登録証明書の 交付 証明書等の交付 図書館システム	拡張利用領域	(1) 個人番号カードを印鑑登録証として利用する事務 (2) 個人番号カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機を利用して、証明書等を交付する事務 (3) 行政キオスク端末機により証明書等の交付する事務 (4) 愛荘町立図書館の図書館資料の貸出しを受ける事務
兵庫県赤穂市	証明書等の交付	地域住民向け領域	電子計算機と通信回線で接続された窓口専用端末機を用いて証明書等の交付申請を自動で行うことができるサービスの提供を行う事務。
奈良県葛城市	図書館システム	地域住民向け領域	葛城市立図書館資料の貸出しに関するサービスを行う事務
山口県下関市	証明書等の交付	地域住民向け領域	自動交付機を利用して、証明書等を交付するサービスを提供する事務
愛媛県松前町	印鑑登録証明書の 交付 申請書の作成事務 図書館システム	拡張利用領域	(1) 印鑑登録証明書を交付する事務 (2) 規則で定める申請書を自動的に作成する事務 (3) 松前町ふるさとライブラリー(松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第13号)第2条の規定により設置された公立図書館をいう。)の図書資料の貸出しを行う事務

(地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) HP、各自治体HPをもとに作成)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成二十六年政令第百五十五号)

条項	条文
(個人番号カードの利用) 第十八条	<p>法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）

- マイナンバーカードの I C チップの空き領域を利用し、独自にサービスを提供。
 (以下、行政機関、独立行政法人等又は機構によるマイナンバーカードの利活用事例)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件（平成二十八年総務省告示第七十三号）

大臣が定める事務を行う者	サービス名	カードAP搭載領域	大臣が定める事務の内容
行政機関	・庁舎等の入退館及び入退室の管理 ・管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) 行政機関に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 行政機関が管理する設備又は物品を使用する権限を有することの識別及び認証等に係る事務
独立行政法人等	・庁舎等の入退館及び入退室の管理 ・管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) 独立行政法人等に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 独立行政法人等が管理する設備又は物品を使用する権限を有することの識別及び認証等に係る事務
地方公共団体情報システム機構	・事務所等の入退館及び入退室の管理 ・管理者の権限	拡張利用領域	(1) 機構に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 機構が管理する設備又は物品を使用する権限

(総務省報道資料をもとに作成)

- マイナンバーカードの I C チップの空き領域を利用し、独自にサービスを提供。
 (以下、民間事業者によるマイナンバーカードの利活用事例)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件（平成二十八年総務省告示第七十三号）

大臣が定める事務を行う事業者	サービス名	カードAP搭載領域	大臣が定める事務の内容
日本電気株式会社	施設の入退館及び入退室の管理	拡張利用領域	日本電気株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
株式会社TKC	施設の入退館及び入退室の管理 管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) 株式会社TKCに使用される施設の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 株式会社TKCが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
NTTコミュニケーションズ株式会社	施設の入退館及び入退室の管理 管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

(総務省報道資料一覧HP、各社ニュースリリースHPをもとに作成)

3. マイナンバーカードの サービスの詳細事例

事例1：秋田県東成瀬村における事例

秋田県東成瀬村① サービス

○ 秋田県東成瀬村が定める条例に基づき、カードAP搭載システム（ICチップの空き領域）を用いて提供するサービスは以下の通り。

- 東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例（条例第26号）

サービス名	条例で定める事務	カードAP搭載領域	サービス概要
1. 窓口または自動交付機での印鑑登録証明書の交付	(1) 印鑑登録証明書を交付するサービス	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードに印鑑登録証明書の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する。 自動交付機に自らマイナンバーカードを差込み、暗証番号を入力すると、印鑑登録証明書の交付が受けられる。窓口に提示しても、交付が受けられる。
2. 自動交付機を用いた証明書等の交付	(2) 自動交付機を利用して、規則で定める証明書等を交付するサービス	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードに規則で定める証明書等の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書 ➢ 戸籍の附票の写し ➢ 住民票 ➢ 所得・課税証明書、固定資産証明書、納税証明書、軽自動車税納税証明書(継続検査用) 自動交付機に自らマイナンバーカードを差込み、暗証番号を入力すると、規則で定める証明書等の交付が受けられる。
3. 自動交付機を用いたはり・きゅう・マッサージ施術券の交付	(3) 自動交付機を利用して、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付するサービス	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードにはり・きゅう・マッサージ施術券の交付機能を記録し、システムに暗証番号を記録する。 自動交付機に自らマイナンバーカードを差込み、暗証番号を入力すると、はり・きゅう・マッサージ施術券の交付が受けられる。

東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨) 第1条

- この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義) 第2条

用語の定義

- 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カード
- 自動交付機 本村の電子計算組織(本村の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。

(利用目的) 第3条

- 番号法18条1号の条例で定める事務の一覧。

(サービスの利用申請等) 第4条

- 個人番号カードを利用して前条各号に掲げるサービスを受けようとする者は規則で定めるところにより、村長に利用申請する。
- 村長は申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録。

(サービスの利用の廃止等の届出) 第5条

- サービスの利用を廃止し、又は停止しようとする者は、村長にその旨を申請する。
- 村長は利用の廃止又は停止をする場合は、当該届出をした者の個人番号カードの利用について必要な措置を講ずる。
- 個人情報カードの紛失の届出、または返納した者については利用廃止の届出と見なし同上の措置を講ずる。

(関係人に対する質問等) 第6条

- 村長は必要な事項は関係人に対して、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

(委任) 第7条

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

秋田県東成瀬村③ 利用手続き

手続き	利用者	村長
利用申請	※ 東成瀬村は、カード交付時に登録実施 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付通知書が自宅に届く 村役場の交付窓口に行き、暗証番号の設定と合わせて、サービス機能の同意とサービス機能の暗証番号を設定する 記録された個人番号カードを受け取る 	※ 東成瀬村は、全カードにサービス機能を登録 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードにサービス機能を記録 システムにカード本体と、サービス機能の暗証番号を記録する 記録後、個人番号カードを渡す
利用	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードをICカードR/Wが付いた自動交付機に挿入 暗証番号を入力 ※自動交付機を用いて利用	—
利用の廃止・停止	<ul style="list-style-type: none"> 村役場の窓口に利用の廃止・停止の旨を届け出る 廃止・停止をしたことが記録された個人番号カードを受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 利用の廃止・停止の旨を確認 利用の廃止・停止をシステム上で行う 対応後、個人番号カードを渡す

事例2：新潟県三条市における事例

新潟県三条市① サービス

○ 新潟県三条市が定める条例と規則に基づき、カードAP搭載システム（I Cチップの空き領域）を用いて提供するサービスは以下の通り。

- 三条市個人番号カードの利用に関する条例（条例第25号）
- 三条市個人番号カードの利用に関する条例施行規則（規則第39号）

サービス名	条例で定める事務	カードAP搭載領域	サービス概要
1. 証明書コンビニ交付サービス	(1) 規則で定める証明書等の交付事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに証明書等の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得（課税）証明書、戸籍証明書 • 全国のコンビニのマルチコピー機で、上記証明書等が取得できる
2. 窓口支援サービス	(1) 規則で定める証明書等の交付事務 (2) 規則で定める申請書等の作成事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに証明書等の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民票の写し、税証明、戸籍証明書の申請書 他300種類 • 申請書の記載をすべて省略、または一部の記載事項が簡素化できる
3. 選挙の投票入場受付	(3) 投票所における投票受付事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに投票受付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する • 期日前投票や選挙当日に、投票所受付でマイナンバーカードを提示することで、投票できる者であることの確認ができる
4. 避難所の入退所受付	(4) 避難所における入退所事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに避難所における入退所を管理できる機能を記録し、システムに暗証番号を登録する • 災害時に、避難所の受付にマイナンバーカードを提示することで、入退所することができる
5. 図書貸出サービス	(5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務	地域住民向け領域/拡張利用領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに図書館カード機能を記録し、システムに暗証番号を登録する • マイナンバーカードを、市内図書館の図書貸出カードとして利用できる
6. 職員の出退勤管理	(6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務	地域住民向け領域/拡張利用領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに出退勤管理機能を記録し、システムに暗証番号を登録する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内在住者と市外在住者で、カードAPの搭載領域は異なる • マイナンバーカードにより、出勤退勤の時刻を管理する

新潟県三条市② 条例・規則

三条市個人番号カードの 利用に関する条例

(趣旨) 第1条

- ・ 番号法第18条の規定に基づき、定める事項である。

(利用事務) 第2条

- ・ 番号法18条1号の条例で定める事務の一覧。

(利用者) 第3条

- ・ 1号にて利用者は市内住所を有するものとする。
- ・ 2号にて利用事務のうち指定事務は市外住所を有するものも利用できる。

(利用手続き) 第4条

- ・ 規則で定めた市長その他の執行機関(市長等)に利用申請する。
- ・ 市長等は利用申請があれば必要な情報を記録する。

(委任) 第5条

- ・ 条例の施行に関する事項は規則で定める。

三条市個人番号カードの利用に関する 条例施行規則

(趣旨) 第1条、第2条

- ・ 左記条例の施行に関し必要な事項を定めたもの。

(証明書等交付事務等の範囲) 第3条

- ・ 規則で定める証明書等と申請書等の一覧。

(利用申請等) 第4条、第5条

- ・ 利用申請書等と個人番号カードを市長に申請。

(個人番号カードへの情報の記録) 第6条

- ・ 個人番号カードへの情報の記録を行う。

(暗証番号の設定) 第7条

- ・ 数字4ケタからなる暗証番号を事務毎に設定。
- ・ 暗証番号の入力は、市長がもとめた場合のみ。

(暗証番号の再設定) 第8条

(暗証番号の管理) 第9条

(独自利用事務の終了) 第10条

- ・ 利用終了届があった場合、直ちに利用を終了する。

(利用資格の失効) 第11条

- ・ 当該カードが失効した場合、直ちに利用を終了する。

(一次中断) 第12条

- ・ 市長は次のいずれかの事由に該当する場合、事前通知なく事務の全部または一部を中断または停止できる。
 - ・ システムの保守点検、更新等を緊急に行うとき
 - ・ 天災その他の不可抗力により利用事務の提供が困難なとき
 - ・ 個人番号カードの紛失の届出が提出されたとき
 - ・ その他やむを得ない理由により利用事務の提供が困難なとき

(その他) 第13条

- ・ この規則の他、必要な事項は、市長が別に定める。

手続き	利用者	規則で定めた市長 その他の執行機関
利用申請	※ 三条市はカード交付時に利用申請書を提出 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付通知書が自宅に届く 交付窓口に行き、交付通知書と合わせて、サービスの利用申請書を提出 カード本体と、サービス機能の暗証番号を設定する 記録された個人番号カードを受け取る 	※ 三条市はカード交付時にサービス機能を記録 <ul style="list-style-type: none"> 利用申請書の希望に合わせて、サービス機能を記録する システムにカード本体と、サービス機能の暗証番号を記録する 記録後、個人番号カードを渡す
利用	<ul style="list-style-type: none"> カードリーダーで個人番号カードを読み込み、必要に応じて暗証番号を入力し、サービスを利用する <ul style="list-style-type: none"> ▶ 窓口、コンビニ複合機、投票所、避難所、図書館、勤退タイムリーダー 申請書作成では、記載事項の省略・簡素化が可能 ※ 暗証番号の再設定は、再設定申請書を提出	—
利用の 終了・中断 ・停止	[終了] <ul style="list-style-type: none"> 利用の全部又は一部の終了時に、市役所窓口にご利用終了届と個人番号カードを提出 終了したことが記録された個人番号カードを受け取る [中断、停止] <ul style="list-style-type: none"> 事前通知無しにサービスが中断・停止される 	[終了] <ul style="list-style-type: none"> 利用終了届に合わせて、システムで利用終了の対応を行う [中断、停止] <ul style="list-style-type: none"> 管理者権限にて、利用の中断・停止のシステム対応を実施

事例3：愛媛県松前町における事例

愛媛県松前町① サービス

○ 愛媛県松前町が定める条例・規定に基づき、カードAP搭載システム（ICチップの空き領域）を用いて提供するサービスは以下の通り。

- 松前町個人番号カードの利用に関する条例（条例第34号）
- 松前町個人番号カードの利用に関する条例施行規則（規則第37号）

サービス名	条例で定める事務	カードAP搭載領域	サービス概要
1. 印鑑登録証明書の交付	(1) 印鑑登録証明書を交付する事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに印鑑登録証明書の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する • 窓口でマイナンバーカードを提示すると、印鑑登録証の代わりに使うことができ、印鑑登録証明書が交付される
2. 申請書等の作成事務	(2) 規則で定める申請書を自動的に作成する事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに申請書を自動的に作成する機能を記録し、システムに暗証番号を登録する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 印鑑登録証、住民票 • 窓口でマイナンバーカードを提出すると、申請書の記載をすべて省略、または一部の記載事項を簡素化できる
3. 図書館システム	(3) 松前町ふるさとライブラリーの図書資料の貸出しを行う事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカードに図書館カード機能を記録し、システムに暗証番号を登録する • マイナンバーカードを、市内図書館の図書貸出カードとして利用できる

愛媛県松前町② 条例・規則

松前町個人番号カードの利用に関する条例

- (趣旨) 第1条
- 番号法第18条の規定に基づき、定める事項である。
- (利用事務) 第2条
- 番号法18条1号の条例で定める事務の一覧。
- (利用手続) 第3条
- 町長に個人番号カードを提示して、利用申請を行う。
 - 町長は利用申請があれば、必要な情報の記録を行う。
- (職員の責務) 第4条
- 事務を行う職員は職務上で知り得た情報を、漏えい又は他の目的のために使用しない。
- (閲覧の禁止) 第5条
- 町長は第2条に掲げる事務の利用に関する書類を閲覧に供してはならない。
- (個人情報の保護)
- 個人情報の保護のため適切な措置を講ずる。
- (委任)
- この条例の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

松前町個人番号カードの利用に関する条例施行規則

- (申請書自動作成事務) 第2条
- 条例第2条第2号の規則で定める申請書
- (申請手続) 第3条
- 申請手続に提出する書類等一式
- (本人確認) 第4条
- 申請時、本人確認に用いる提示方法
- (利用事務の登録) 第5条
- 個人番号カードに利用事務に係る情報を記録
 - 利用事務を提供するシステムに暗証番号を登録
- (暗証番号の変更及び再設定) 第6条
- 個人番号カード利用等申請書を用いて変更・再設定
- (廃止申請) 第7条
- 個人番号カード利用等申請書を用いて廃止申請
- (暗証番号登録の抹消) 第8条
- 個人番号カードの失効・返納の際、暗証番号を抹消
- (一時停止及び解除) 第9条
- 個人番号カードの紛失の際、利用事務を停止
- (個人番号カードが発見された際、停止措置を解除)
- (文書の保存) 第10条
- 申請等の書類の保存は翌年度から起算し2年間
- (その他) 第11条
- この規則に定めるものの他は町長が別に定める

愛媛県松前町③ 利用手続き

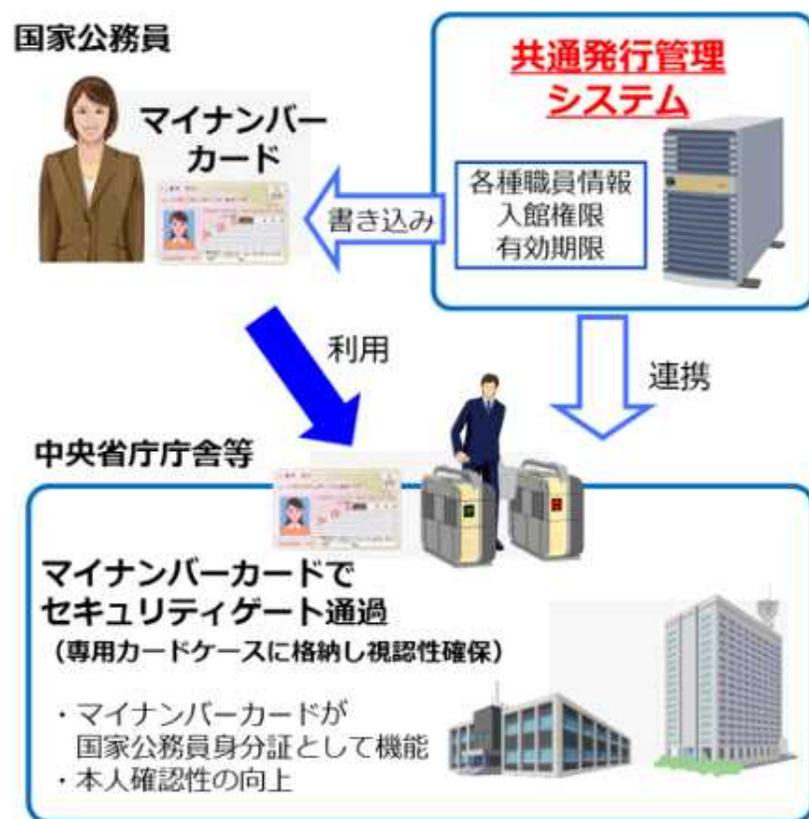
手続き	利用者	町長
利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 利用等申請書を個人番号カードと合わせて提出 サービス機能の暗証番号を設定する 記録された個人番号カードを受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 利用等申請書の希望に合わせて、サービス機能を記録する システムにサービス機能の暗証番号を記録する 記録後、個人番号カードを渡す
利用	<ul style="list-style-type: none"> カードリーダーで個人番号カードを読み込み、必要に応じて暗証番号を入力し、サービスを利用する 申請書作成では、記載事項の省略・簡素化が可能 ※暗証番号の再設定は、再設定申請書を提出 	—
利用の 廃止 ・停止・解除	<p>[廃止]</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードが失効又は返納の際は、利用等申請書（廃止希望の旨を記載）を提出 廃止したことが記録された個人番号カードを受け取る 町長が廃止を決めた場合は、後日、書面通知を受け取る <p>[停止・解除]</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの紛失の届出を行う 個人番号カードの発見の届出を行う 	<p>[終了]</p> <ul style="list-style-type: none"> 終了希望を受けたら、システムで利用終了の対応を行う <p>[廃止]</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止申請があった際、利用廃止のシステム対応を行う 町長が廃止とすることが適切と認めるときは、上記対応を行い、後日、利用者に対して書面通知を行う <p>[停止・解除]</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛失の届出に応じて、利用停止のシステム対応を行う 発見の届出に応じて、利用再開のシステム対応を行う

事例4：行政機関・民間事業者 における事例

行政機関

- マイナンバーカードの空き領域を用いた利活用事務として、府省(中央省庁)における国家公務員などの身分証明機能をマイナンバーカードに付与するとともに、身分証の発行管理を行っている。

共通発行管理システム（身分証の発行管理）



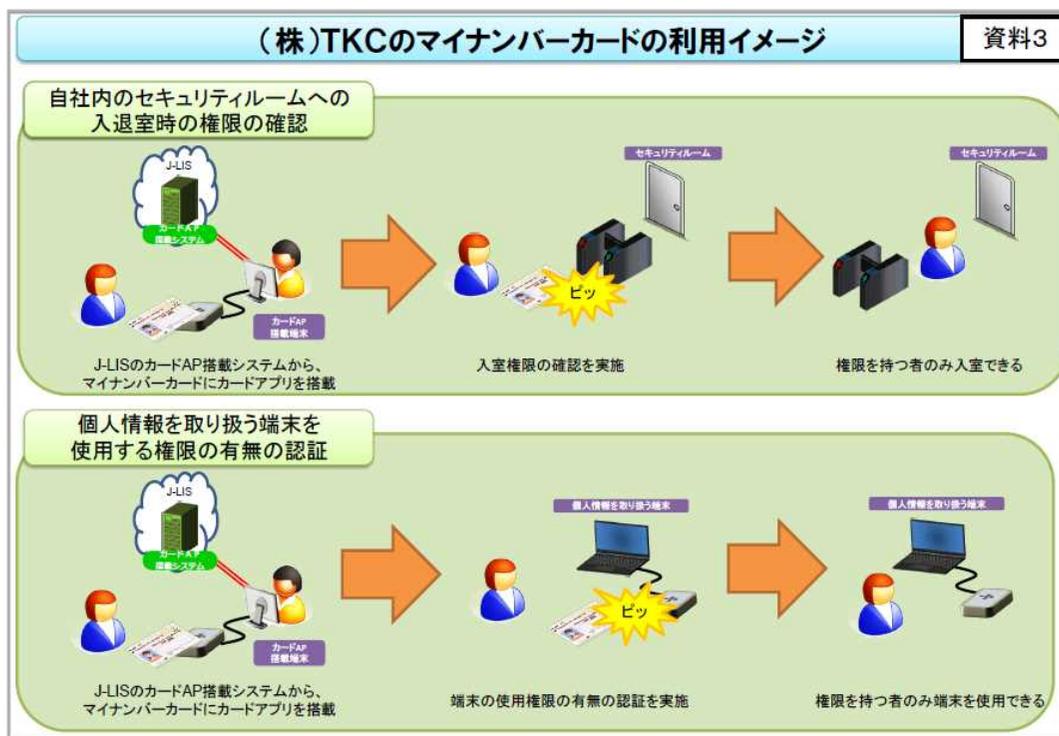
共通発行管理システム 運用イメージ

- 背景
 - ・ 従来、府省の国家公務員がセキュリティゲートでの入退場利用している国家公務員身分証は、各府省が独自に発行・管理していた。
 - ・ そのため、身分証発行管理システムも各府省で個別に構築・運用・管理されていた。
- 利活用
 - ・ マイナンバーカード(ICカード)内のICチップの空き領域を利活用し、府省(中央省庁)における国家公務員などの身分証明機能をマイナンバーカードに付与するとともに、身分証の発行管理。
 - ・ すべての府省で共通的に利用可能で、マイナンバーカードに国家公務員用のアプリケーションとして、職員を識別するための情報などを登録することで、庁舎等の入館証として利用可能。

(日本電気株式会社HPをもとに作成)

○ マイナンバーカードの空き領域を用いた利活用事務として、施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証を行っている。

施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証



■ 総務大臣が定める事務の内容

1. 株式会社TKCに使用される施設の入退館及び入退室の管理に係る事務
2. 株式会社TKCが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

■ 具体的な利活用

- 自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認や、個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の確認に利用。これにより、社内の「情報セキュリティ対策の強化」と「業務の効率化」を図っている。

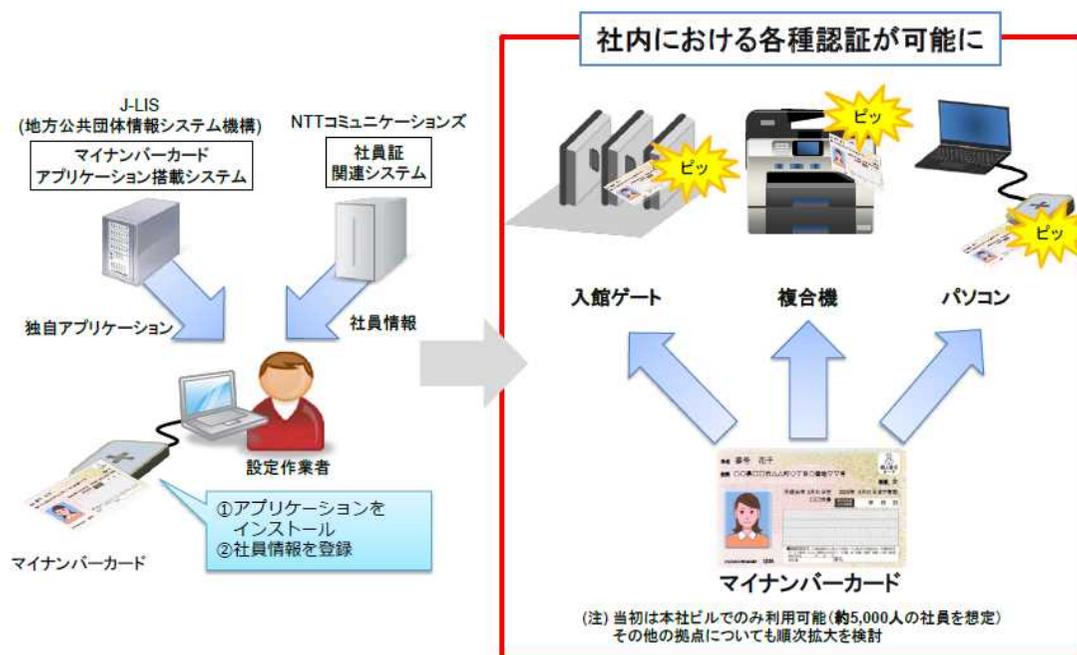
(総務省HP、株式会社TKCHPをもとに作成)

- マイナンバーカードの空き領域を用いた利活用事務として、施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証を行っている。

施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証

NTTコミュニケーションズのマイナンバーカードの利用イメージ

別紙



■ 総務大臣が定める事務の内容

1. (1) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
2. (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

■ 具体的な利活用

- セキュリティゲートの開閉とオフィスへの入退館認証、業務用パソコンへのログイン認証、複合機を利用する際の個人認証などにおけるマイナンバーカードの利用を可能とする。利用希望者のマイナンバーカードにNTT Com独自のアプリケーションをインストールし、さらに社員情報を登録することで、マイナンバーカードを使った認証ができる。

(総務省HP、NTTコミュニケーションズ株式会社HPをもとに作成)

**(参考)法第十八条第一項第一号に
基づく条例で定める事務**

紫波町個人番号カードの利用に関する条例 議案第67号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条	1. この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 (2) 自動交付機 町の電子計算組織と通信回線により接続された専用の端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。
(利用目的) 第3条	1. 個人番号カードの利用目的は、次に掲げるサービスを個人番号カードの交付を受けている者に提供することとする。 (1) 紫波町印鑑条例（昭和50年紫波町条例第8号）第13条に規定する印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用した次に掲げる証明書等を交付するサービス ア 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し イ 自己の印鑑登録証明書 ウ 自己又は自己と同一の戸籍に属する者の戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書 エ 自己又は自己と同一の戸籍に属する者の戸籍の附票の写し オ 自己の所得課税証明書

紫波町個人番号カードの利用に関する条例 議案第67号

条項	条文
(利用手続) 第4条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号カードを利用して前条各号に掲げるサービスを受けようとする者又はその代理人（前条第2号ウの規定のサービスを除く。）は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。 2. 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、当該申請をした者の個人番号カードにサービスの提供に応じて必要な機能を付加し、及び情報を記録しなければならない。 3. 前2項の規定により手続をした者が当該手続をしたサービスの利用の終了について、規則で定めるところにより、町長に申出をしたときは、町長は、当該手続をした個人番号カードから付加した機能又は記録した情報を当該申出に応じて消去しなければならない。
(自動交付機を利用したサービスによる特例) 第5条	<ol style="list-style-type: none"> 1. この条例に基づき提供を受けた第3条第2号に掲げるサービスで、他の条例、規則その他規程（以下「他の条例等」という。）に相当する規定があるものは、当該他の条例等によりしたものとみなす。
(質問調査) 第6条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町長は、第4条に規定する利用手続に関する事務について必要があると認めるときは、関係人に対し、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
(補則) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1. この条例に定めるもののほか、個人番号カードの利用手続等に関し必要な事項は、規則で定める。

秋田県東成瀬村で定める条例①

東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第26号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条	1. この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 (2) 自動交付機 本村の電子計算組織(本村の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。以下同じ。)と電気通信回線により接続された専用の端末機で、個人番号カードを使用することにより自動で証明書等を交付するものをいう。
(利用目的) 第3条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務(以下「利用事務」という。)は、次に掲げるサービスを個人番号カードの交付を受けている者に提供することとする。 (1) 印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用して、規則で定める証明書等を交付するサービス (3) 自動交付機を利用して、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付するサービス
(サービスの利用申請等) 第4条	1. 個人番号カードを利用して前条各号に掲げるサービスを受けようとする者は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。 2. 村長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録するものとする。

(東成瀬村HPをもとに作成)

東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第26号

条項	条文
(サービスの利用の廃止等の届出) 第5条	<ol style="list-style-type: none">1. 個人番号カードによる第3条各号に掲げるサービスの利用を廃止し、又は停止しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。2. 村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者の個人番号カードの利用について必要な措置を講ずるものとする。3. 法の規定により、村長に個人番号カードを紛失した旨を届け出た者又は個人番号カードを返納した者については、第1項に規定する廃止の届出をしたものとみなして、前項の規定を適用する。
(関係人に対する質問等) 第6条	<ol style="list-style-type: none">1. 村長は、個人番号カードに関する事務について必要があるときは、関係人に対し、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
(委任) 第7条	<ol style="list-style-type: none">1. この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

前橋市個人番号カード利用条例 平成29年9月15日 条例第32号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づく個人番号カード(以下「カード」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号に規定する条例で定める事務は、マイタク(でまんど相乗りタクシー)の運行の実施に関するタクシー運賃等助成事業に関する事務とする。
(利用手続) 第3条	1. カードの交付を受けている市民で、カードを利用して前条に規定する事務に係るサービス(以下「サービス」という。)の提供を受けようとするものは、市規則で定めるところにより、市長に対し、当該カードを提示して利用申請を行わなければならない。 2. 市長は、前項の申請があったときは、市規則で定めるところにより、当該申請をした者のカードに、サービスの提供に関し必要な情報を記録するものとする。
(個人情報保護の措置) 第4条	1. 市長は、サービスの提供に当たり、カードに記録された個人情報及びサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(委任) 第5条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

三条市個人番号カードの利用に関する条例 平成27年9月28日 条例第25号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、個人番号カードの利用を通じて住民の利便性の向上に資するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1) 規則で定める証明書等の交付事務 (2) 規則で定める申請書等の作成事務 (3) 投票所における投票受付事務 (4) 避難所における入退所事務 (5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務 (6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務
(利用者) 第3条	1. 前条に規定する事務に個人番号カードを利用することができる者は、個人番号カードの交付を受けた者であって市内に住所を有するものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、前条第5号及び第6号の事務にあつては、個人番号カードの交付を受けた者であつて市外に住所を有するものも、個人番号カードを利用することができる。
(利用手続) 第4条	1. 第2条に規定する事務の全部又は一部に個人番号カードを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対し、当該事務の利用申請を行わなければならない。 2. 市長等は、前項の申請があつた場合には、規則で定めるところにより、その者の個人番号カードに申請に係る事務を利用するために必要な情報を記録しなければならない。
(委任) 第5条	<ul style="list-style-type: none"> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

高岡市個人番号カードの利用に関する条例 平成28年12月14日 条例第38号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18号第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18号第1号の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1)高岡市立図書館条例（平成17年高岡市条例第199号）第2条に規定する図書館における図書館資料の予約及び貸出し並びに指定閲覧席の利用に関する事務 (2)高岡市生涯学習センターにおける講座の受講申込み並びに施設及び備品の利用に関する事務
(利用手続) 第3条	1. 個人番号カードの交付を受けている者のうち、市内に住所を有するもので、個人番号カードを利用して前条各号に掲げる事務に係るサービス（以下「サービス」という。）を受けようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、自ら高岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し個人番号カードを提示して、当該サービスの利用を申請しなければならない。 2. 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係るサービスを提供するために必要な措置を行うものとする。
(個人情報の管理) 第4条	1. 教育委員会は、サービスを提供するために取り扱う個人情報については、漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(委任) 第5条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

滋賀県愛荘町で定める条例①

愛荘町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月4日 条例第32号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人番号カードを印鑑登録証として利用する事務 (2) 個人番号カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、次に掲げる証明書等を交付する事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書 イ 住民票の写し ウ 住民票記載事項証明書 エ 戸籍の附票の写し オ 印鑑登録証明書 カ 住民税所得証明書 キ 住民税課税、非課税証明書 (3) 行政キオスク端末機(個人番号カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。)により前号アからキまでに掲げる証明書等の交付する事務 (4) 愛荘町立図書館の図書館資料の貸出しを受ける事務

愛荘町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月4日 条例第32号

条項	条文
(利用手続) 第3条	<ol style="list-style-type: none">1. 個人番号カードを利用して前条各号に規定する事務を利用しようとするときは、町長に対し、当該事務の利用の申請をしなければならない。2. 町長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに前条に規定する事務を処理するために必要な情報を記録(以下「提供情報記録」という。)するものとする。
(利用の停止) 第4条	<ol style="list-style-type: none">1. 個人番号カードに提供情報記録を受けた者は、第2条に規定する事務の利用を停止しようとするときは、町長に申請しなければならない。2. 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードから提供情報記録を削除するものとする。
(委任) 第5条	<ol style="list-style-type: none">1. この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

赤穂市個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月10日 条例第41号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の利用に関し、法第18条第1号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。
(利用目的) 第2条	1. 市長は、個人番号カードを利用して、本市の電子計算機と通信回線で接続された窓口専用端末機を用いて次に掲げる証明書等の交付申請を自動で行うことができるサービスの提供を行うものとする。 (1) 戸籍の全部事項証明書 (2) 戸籍の個人事項証明書 (3) 住民票の写し (4) 住民票記載事項証明書 (5) 戸籍の附票の写し (6) 印鑑登録証明書
(利用手続等) 第3条	1. 個人番号カードを利用して前条のサービスの全部又は一部を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2. 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その者の個人番号カードに当該申請に係るサービスを受けるために必要な機能及び情報を記録するものとする。 3. 次に掲げる者は、前条のサービスを受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) 成年被後見人
(個人情報の管理) 第4条	1. 市長は、サービスを提供するに当たり、個人番号カードに記録された個人情報及びサービスを提供するためのシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理並びに当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(補則) 第5条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

葛城市個人番号カードの利用に関する条例 平成28年3月25日 条例第3号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用目的) 第2条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 葛城市立図書館資料の貸出しに関するサービスを行う事務
(利用手続等) 第3条	1. 市長は、前条第1号に掲げる事務について、個人番号カードの利用によるサービスを提供するに当たり、個人番号カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(個人情報の管理) 第4条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(葛城市HPをもとに作成)

山口県下関市で定める条例

下関市個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月21日 条例第71号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードを市民の利便性の向上に資する事務に利用するため、必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号に規定する個人番号カードを利用して行う条例で定める事務は、個人番号カードの交付を受けている者に対して、自動交付機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、次に掲げる証明書等を交付するサービスを提供する事務とする。 (1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書
(利用手続等) 第3条	1. 個人番号カードの交付を受けている者で、個人番号カードを利用して前条のサービスの提供を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に当該サービスの利用の申請を行わなければならない。 2. 市長は、前項の申請があった場合には、個人番号カードに当該申請に係るサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録しなければならない。
(委任)第4条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(下関市HPをもとに作成)

松前町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第34号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号の規定により条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 印鑑登録証明書を交付する事務 (2) 規則で定める申請書を自動的に作成する事務 (3) 松前町ふるさとライブラリー(松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第13号)第2条の規定により設置された公立図書館をいう。)の図書資料の貸出しを行う事務
(利用手続) 第3条	1. 個人番号カードの交付(法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付をいう。以下同じ。)を受けている者は、個人番号カードを利用して前条各号に掲げる事務の全部又は一部を実施する場合には、規則で定めるところにより、町長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該事務の利用申請を行わなければならない。
(職員の責務) 第4条	1. この条例に関する事務を行う職員は、職務上知り得た情報を、漏えいし、又は他の目的のために使用してはならない。
(閲覧の禁止) 第5条	1. 町長は、第2条各号に掲げる個人番号カードの事務の利用に関する書類を閲覧に供してはならない。
(個人情報の保護) 第6条	1. 町長は、第2条各号に掲げる事務を提供するために、個人番号カードに記録された個人情報及びこれらの事務を提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

松前町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第34号

条項	条文
(委任) 第7条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附 則 抄 (施行期日)	1. この条例は、平成28年1月1日から施行する。 (松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止) 2. 松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成17年条例第23号)は、廃止する。 (松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴う経過措置) 3. この条例の施行前に交付された住民基本台帳カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)については、その効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、この条例の施行後も、なお従前の例による。ただし、前項の規定による廃止前の松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条各号に規定するサービスについては、この条例の施行後は、利用の申請をすることができない。 (松前町印鑑条例の一部改正) 4. 松前町印鑑条例(昭和51年条例第21号)の一部を次のように改正する。 [次のよう]略

(松前町HPをもとに作成)

資料2 IC自動車検査証の利活用 方策のアイデア募集(案)

- IC自動車検査証の利活用方策の検討にあたって、幅広い関係者の方々からの意見を参考とするために、利活用方策のアイデア募集を行ってはどうか。また、アイデア募集にあたっては、現行の制度・技術面の制約を考慮せずに、広く意見を募集してはどうか。
- いただいたアイデアを踏まえ、ニーズの高いサービスを選定し、その実現可能性について検討。

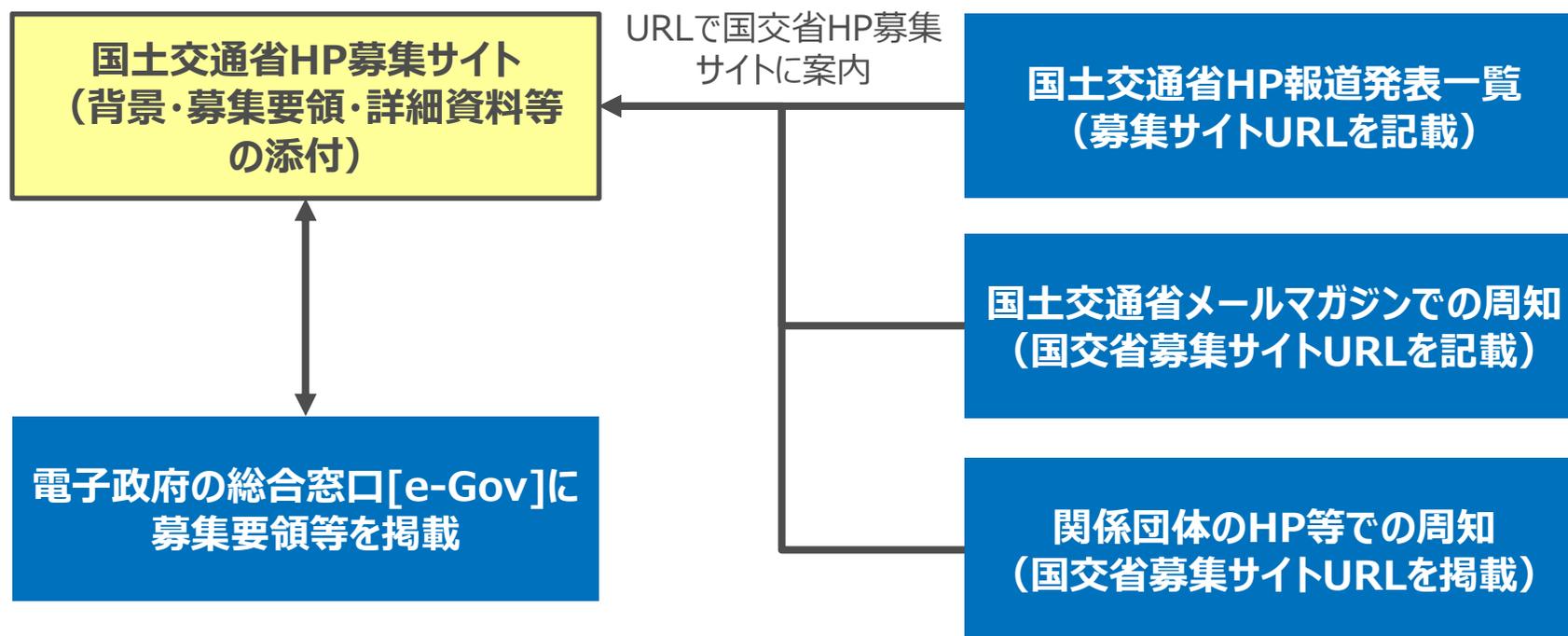
【スケジュール】

6月	7月	8月	9月以降
	アイデアの募集		
		アイデアの取りまとめ	
			ニーズの高いサービスの実現方策の検討

※ 以上の他、事務局において、関係業界へ個別にヒアリングも実施予定。結果については、後日に検討会で報告予定。

アイデア募集の周知方法(案)

- 国土交通省HPにアイデア募集サイト（報道発表等）を設置し、背景や詳細資料を掲載することを検討。
- 国交省メルマガ等での周知時に、国交省アイデア募集サイトのURLを記載することで詳細資料を含め周知することを検討。
- また、別途e-Govに掲載することを検討。



(参考)アイデア募集の周知方法

- 他省庁におけるアイデア募集方法として、電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントにおいてアイデア募集を行うとともに、以下の方法でアイデア募集を行っている。

方法案	方策	事例
省庁の報道発表資料サイト	各省庁の報道発表資料サイトにて、アイデア募集を案内。添付資料として、①発表資料、②意見募集要領、③意見提出様式を準備する。	環境省 経済産業省 国土交通省 など
省庁の検討会サイト	検討会の紹介サイトにて、意見募集のご案内を行う。検討会に関心がある方がアクセスするため、意見募集が目に見える機会も多い。	経済産業省 国土交通省 など
省庁のメールマガジン	各省庁が定期的に発信しているメールマガジン。こちらに、1行コメントと合わせてパブリックコメントの当該ページに誘因。	財務省 経済産業省 国土交通省 観光庁 など

(各省庁HPをもとに作成)

○ 「自動車検査証の電子化に関する検討会 中間とりまとめ (案)」に対する意見公募

トップ画面 (e-Gov)

■ 自動車検査証の電子化に関する検討会中間とりまとめ(案)に対する意見の募集について

案件番号	155180942				
定めようとする命令等の題名	-				
根拠法令項	-				
行政手続法に基づく手続であるか否か	任意の意見募集				
問合せ先 (所管府省・部局名等)	国土交通省自動車局自動車情報課 電話: 03-5253-8111(内線42104,41146)				
案の公示日	2018年12月04日	意見・情報受付開始日	2018年12月04日	意見・情報受付締切日	2018年12月25日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募要領 PDF 意見提出様式 PDF
関連資料、その他	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証の電子化に関する検討会中間とりまとめ(案) PDF
資料の入手方法	国土交通省自動車局自動車情報において配布
備考	

○ 「新しいモビリティサービスの社会実装に取り組むパイロット地域」の募集方法

報道資料 (経産省HP)



IoTやAIを活用した新たなモビリティサービスの社会実装に取り組む「パイロット地域」を募集します

2019年4月23日

▶ものづくり情報/流通・サービス

経済産業省では、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域とともに、新しいモビリティサービスの地域における事業性・社会受容性向上のポイント、地域経済への影響、制度的課題等を整理し、ビジネス環境整備を進めます。このため、本日より5月31日まで、事業計画策定や効果分析等にご協力いただける「パイロット地域」を募集します。

1. パイロット地域の募集について

経済産業省・国土交通省では、本年4月より新しいモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域活性化に挑戦する地域や企業を応援する新プロジェクト「スマートモビリティチャレンジ」を開始しました。

経済産業省では、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域とともに、事業計画策定や効果分析等(パイロット地域分析事業)を行うため、ご協力いただけるパイロット地域を募集します(公募受付期間、応募対象者、実施内容等の詳細については、別紙を参照してください)。また、国土交通省で全国各地のMaaS等新たなモビリティサービスの実証実験を支援する「新モビリティサービス推進事業」と連携し、重点的な支援も行います。

パイロット地域分析事業を通じた成果を踏まえ、今夏立ち上げ予定のスマートモビリティチャレンジ推進協議会と連携しながら、新しいモビリティサービスの地域における事業性・社会受容性向上のポイント、地域経済への影響、制度的課題等を整理し、ビジネス環境整備を進めます。

2. 関連サイト(URL)

[パイロット地域の募集について\(野村総合研究所\)](#)

[スマートモビリティチャレンジについて\(経済産業省\)](#)

[新モビリティサービス推進事業について\(国土交通省\)](#)

関連資料

- ・(別紙)新しいモビリティサービスの社会実装に取り組むパイロット地域募集について (PDF形式:1.199KB)

担当

- ・本プレスリリースについてのお問合せ

経済産業省 製造産業局
モビリティと地域・都市の未来プロジェクトチーム
担当参事官:小林 (担当:眞柳、増田、梅垣)
電話:03-3501-1511(内線3831)
03-3501-1618(直通)
03-3501-6691(FAX)
E-MAIL:contact_mobility_pt@meti.go.jp

- ・パイロット地域の募集、スマートモビリティチャレンジ協議会についてのお問合せ

株式会社野村総合研究所
グローバルインフラコンサルティング部
担当者:大野、新谷、村岡
電話:03-5533-2111(代表)
E-MAIL:mobility_office@mri.co.jp

- ・新モビリティサービス推進事業についてのお問合せ

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課
担当:日下、小川、日野杉、長尾
電話:03-5253-8111(内線54903)
03-5253-8980(直通)
03-5253-1513(FAX)
E-MAIL:hqt-newmobility@gxb.mlit.go.jp

募集チラシ

パイロット地域分析事業の概要

「パイロット地域分析事業」では、新しいモビリティサービスの地域における事業性向上・社会的受容性向上のポイント、地域経済への影響、制度的課題等を整理し、ビジネス環境整備につなげていくため、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域と連携し、事業計画策定や効果分析等を行います。本事業における調査・分析にご協力いただけるパイロット地域を募集します。

応募対象者

- 応募可能な主体は、基礎自治体（複数の基礎自治体による広域連合も可能）、地域の経済団体（商工会、商工会議所等の地域の活動主体が広く参加している団体）、域内の事業者等が連携して構成するコンソーシアム等の組織、特定の地域において特に先進的な取組を行う予定のある民間企業 等
- AIやIoTを活用した新しいモビリティサービスを活用して、地域経済の活性化に資する実証実験を計画している、または、昨年度に実施したこと等を応募要件としています。

パイロット地域と連携して実施させていただく内容

A：事業計画策定

将来構想の実現に向け、消費者行動・意識調査や潜在需要推計等の事業計画策定業務

B：事業性分析

事業性向上、地域への経済波及効果の評価、制度的課題の抽出に必要な分析業務

C：イベント・広報

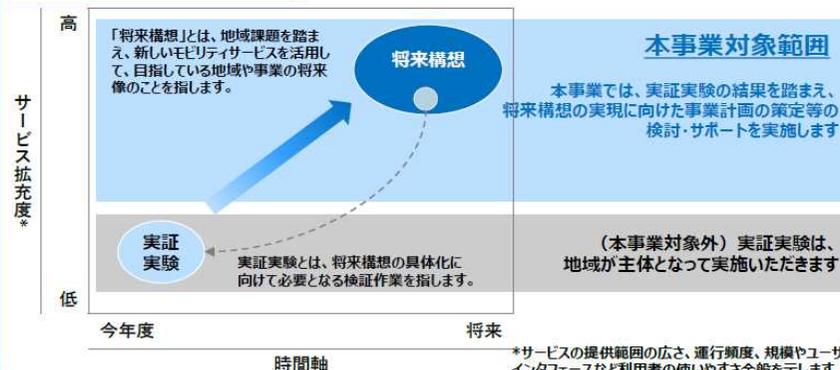
地域の社会受容性向上を目的とするイベントや、アンケート等の業務のサポート

D：会議体運営

地域の主要なステークホルダーのコンセンサスを得るための検討会等の運営業務のサポート

※A・Bの実施を基本とし、CとDも必要に応じて実施。業務実施主体として、申請者は、野村総合研究所又は地域の状況に精通した他事業実施者を選択することが可能です。

実施対象範囲



資料3 ICチップ空き領域の利活用にあたっての検討事項(案)

本検討会において検討いただきたい事項

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー 論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…) 論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体 論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保 論点5 導入時期 論点6 導入コスト 論点7 検査標章
	Step 2 技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 論点8 セキュリティー対策 論点9 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等
フェーズ2 (更なる展開)		<ul style="list-style-type: none"> 論点10 電子化する情報の範囲 論点11 将来的な活用のあり方

IC自動車検査証の利活用イメージ

ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス



官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用

メンテナンスパックチケット



自動車ユーザーの利便性向上

自動車関連産業の生産性向上

- IC自動車検査証の利用にあたり、自動車ユーザーの利便性向上及び自動車関連事業者等における作業効率の向上を目的として、IC自動車検査証の利活用方策について検討を進めてはどうか。
- また、利活用方策を実現するために必要な検討事項(案)として、制度面、技術面、運用面の観点から検討してはどうか。
- あわせて、IC自動車検査証の利活用に関する広報についても検討してはどうか。

【制度面】

論点1 利活用事務の範囲

論点2 利活用事務の主体の範囲

論点3 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み

【技術面】

論点4 利活用方式

論点5 IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件

論点6 IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準

【運用面】

論点7 利活用事務の各段階の留意点

＜令和元年5月公布＞

【「道路運送車両法の一部を改正する法律」により改正された道路運送車両法】

【参考(自動車検査証のICカード化に係る条文)】

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 略

2 略

3 自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るため必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。

検討いただきたい事項(案) ①

制度面における検討事項

論点1 利活用事務の範囲

- ・ IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用事務の範囲を検討する。

論点2 利活用事務の主体の範囲

- ・ IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用主体の範囲を検討する。

論点3 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み

- ・ IC自動車検査証の利活用事務及び利活用事務の主体に関し、国による関与の要否を検討する。
- ・ 利活用事務の実施が認められる要件及びそのチェックの仕組みを検討する。
- ・ 利活用事務の実施者に対する管理・監督の要否を検討する。

検討いただきたい事項(案) ②

技術面における検討事項①

論点4 利活用方式

- ・ IC自動車検査証の利活用を実現する手段として、以下の方式が考えられる。他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適当か、検討する。

方式パターン	説明	対象の情報
(1) ICカードキー情報の利活用	ICカードの空き領域に、 <u>利活用するためのキー情報(ID等)</u> を格納して利活用する方策。 自動車検査証情報そのものではないが、車体を一意に特定して実施する業務等において、利活用が想定される。	官民の各種サービスに紐づけるキー情報
(2) 自動車検査証情報以外の利活用	ICカードの空き領域に、 <u>自動車関連情報等を格納して利活用する方策</u> 。 自動車検査証情報そのものではないが、車検証とあわせて管理することが有益な情報・業務において、利活用が想定される。 また、空き領域にデータを格納することにより、手元のICカードの情報を読み取るだけで(ローカル環境)利用が可能。	官民の各種サービスが取り扱う情報
(その他) IC自動車検査証情報の利活用	ICカードに格納された <u>自動車検査証情報</u> を読み取り、利活用する方策。 現状、紙の自動車検査証を用いて入力等を実施している業務において、利活用が想定される。	自動車検査証情報

検討いただきたい事項(案)③

技術面における検討事項②

論点5 IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件

- ・ IC自動車検査証を利活用する際に、システムにおいて国交省が実施すべき技術的措置及び利活用者側に求める環境・技術的条件を検討する。

論点6 IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準

- ・ IC自動車検査証の利活用者における、記録事項の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の基準を検討する。

検討いただきたい事項(案) ④

運用面における検討事項

論点7 利活用事務の各段階の留意点

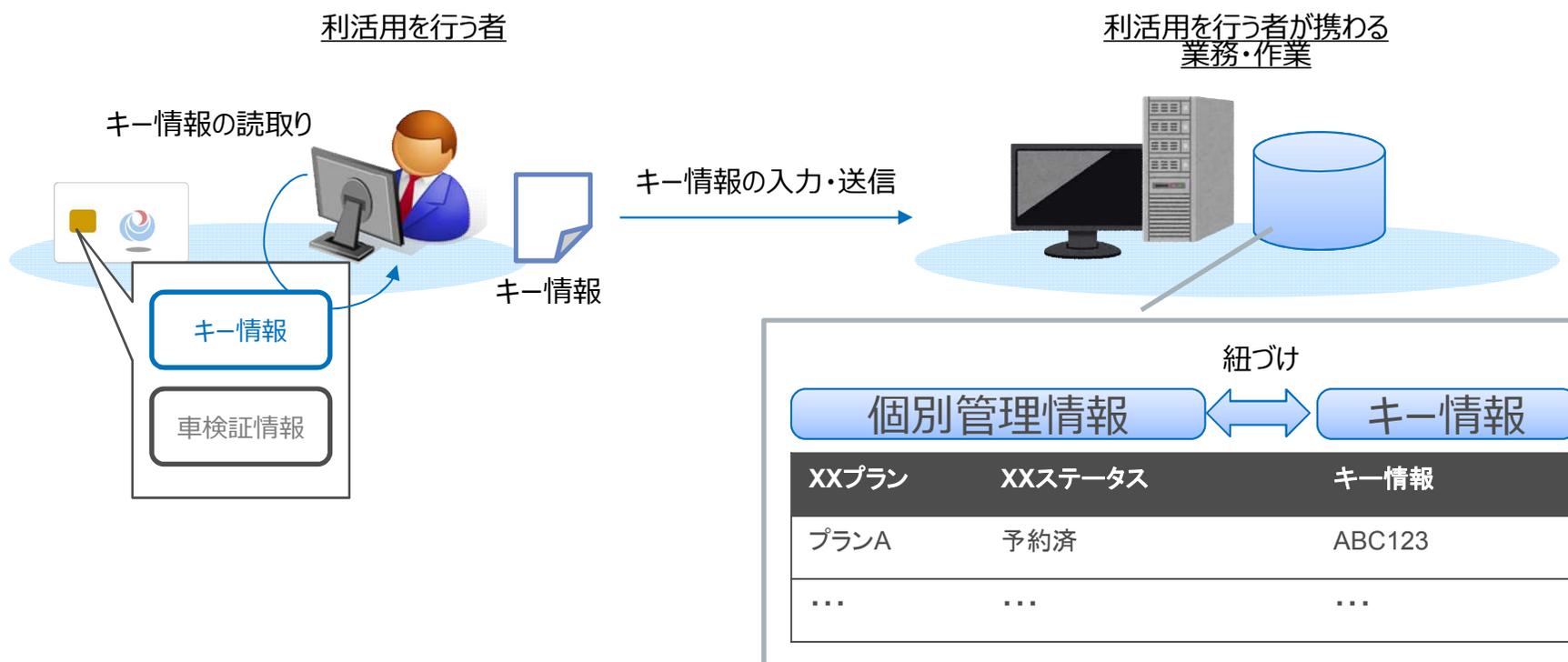
- ・ IC自動車検査証の利活用事務の各段階における留意点について検討する。

例) 利活用事務を利用申込み・承認・利用・監督・利用の終了の5段階に分解した場合の留意点

利活用事務	論点留意点
利 込 用	・IC自動車検査証の利活用者による、申込手続を検討する。
承 認	・国の関与が必要である場合、利活用の承認及び取消等の業務の運営主体を検討する。
利 用	・IC自動車検査証交換時(車検証交付時、故障交換時等)の利活用領域の運用方法を検討する。 ・IC自動車検査証の利活用シーンごとの情報の管理主体を検討する。 ※情報の所有者／書き換え・更新主体等
監 督	・IC自動車検査証の利活用者において不適切な利用があった場合の措置を検討する。
利 用 の 終 了	・基準に適合しなくなった場合の取り消し方法を検討する。

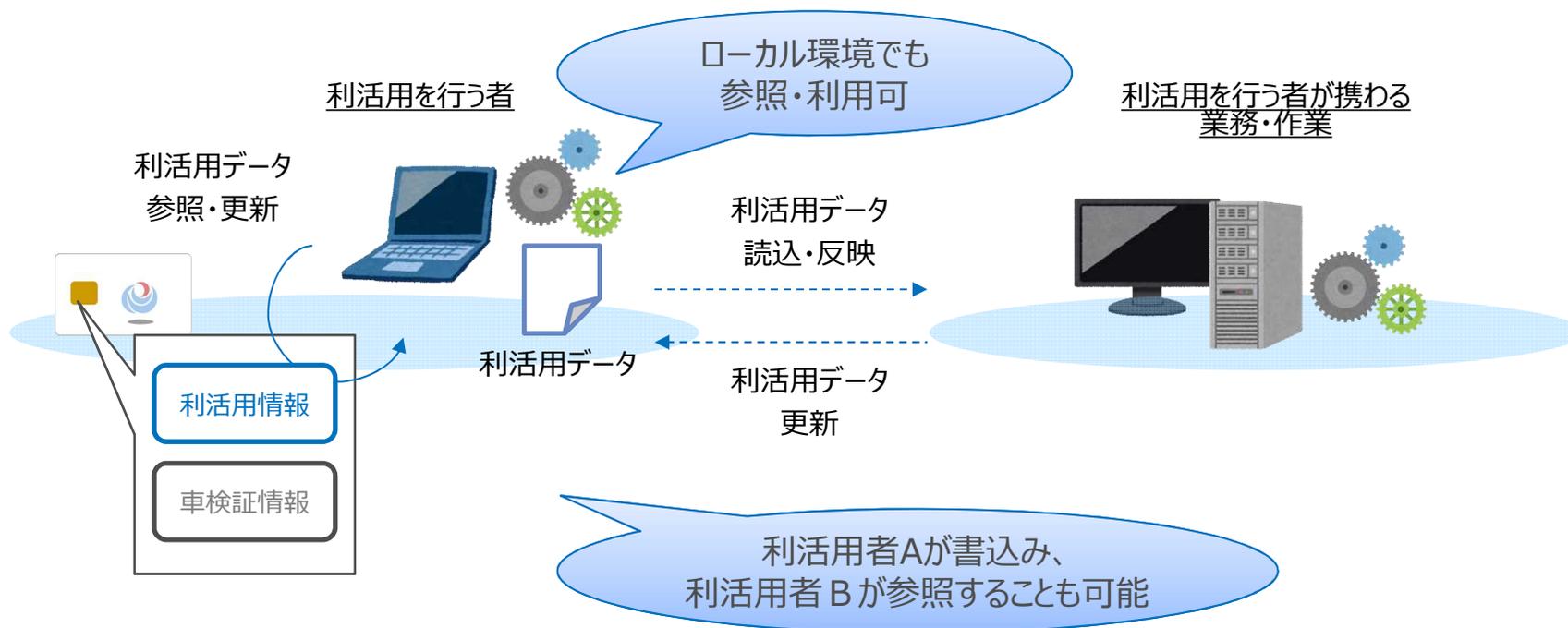
(参考)ICカードキー情報の利活用

- ICカードの空き領域に格納されたキー情報（カードまたは車両の単位で一意的に識別可能な情報）を読み取り、他のシステム／サービスと紐づけて連携する方式。
- 様々な団体等が管理・保有する個別の管理情報等とキー情報を紐づけて利用することができるなど、車検証とセットで実施する業務・作業、個々の車両の利用シーンにおいて提供される様々なサービスにおいて利活用が期待される。



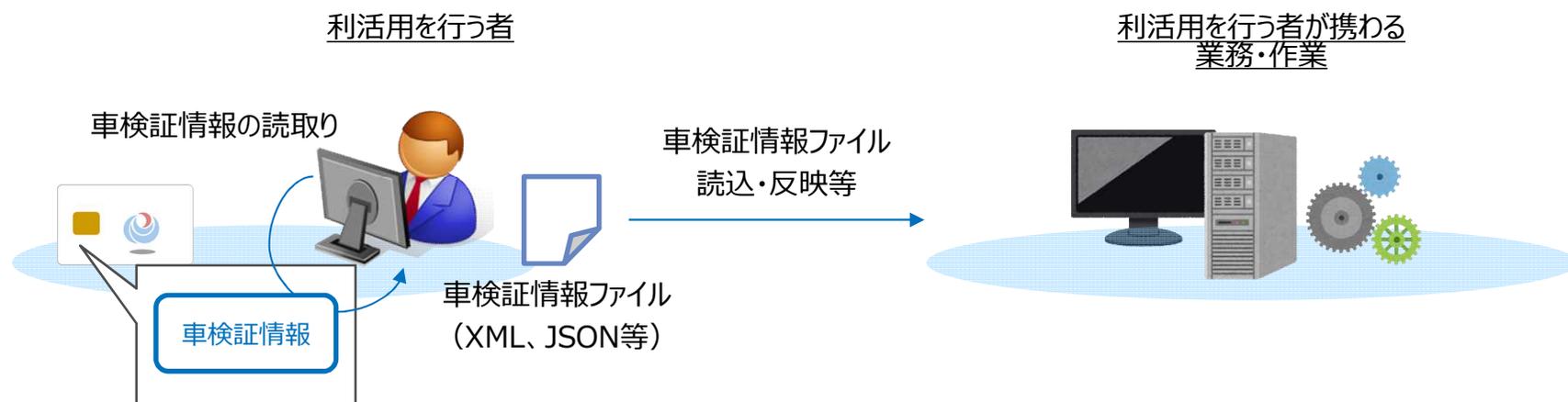
(参考)車検証情報以外の利活用

- ICカードの空き領域に任意の利活用データ（容量制限あり）を格納し、参照可能とする方式。
- ICカードを記憶媒体の一種として、ネットワーク環境がなくても格納された情報を参照して利用することができ、車検証（または車体等）とセットで管理・携行する必要のある情報等を格納する利活用が期待される。
- なお、ICカードへのデータ書き込み・更新・削除等により、ICカード自体とシステムの利活用データが分散することが想定され、情報内容が同期しないことに留意する必要がある。



(参考)ICカード車検証情報の利活用

- ICカードに格納された「車検証情報」を読み取り、電子データ（XML、JSON等）として取得して活用する方式。
- 取得した車検証情報を、電子的に他のサービスや業務で利用（読み込み、反映）することができるなど、車検証を利用している業務・作業の効率化や、新たに電子的な車検証情報を利用することによる利活用が期待される。



資料4 今後の進め方(案)

回数	時期	議題	
第7回	6月14日 (金)	利活用方策検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国内における I Cカードの利活用事例 ・利活用方策のアイデア募集 (案) ・ICチップ空き容量の利活用にあたっての検討事項 (案) ・検討スケジュール案
第8回	9月頃	利活用方策検討 技術的要件の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「利活用方策のアイデア募集」とりまとめ結果の報告 ・国内調査の報告 ・利活用方策についての検討 ・自動車検査証の I Cカード化のための技術的要件の検討 ・ I C自動車検査証導入後の O S S 申請の充実・拡充の検討
第9回	10月～11月	利活用方策検討 技術的要件の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査の報告 ・利活用方策の論点整理 ・技術的要件の論点整理
第10回	12月頃	利活用方策検討 技術的要件の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・最終取りまとめに向けた議論
第11回	1月以降	取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・最終取りまとめ

第6回 自動車検査証の電子化に関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成31年3月8日（金）16時00分～17時30分
2. 場 所：TKP東京駅大手町カンファレンスセンター 22階 ホール22E
3. 出席者：石田委員、大山委員、坂委員、関委員、青山委員、荒岡委員、安藤委員、岡安委員、久保田委員、木場委員、島崎委員、徳永委員、中山委員代理（堀内委員欠席）、三上委員、武藤委員、和辻委員、奥田委員、大嶋委員代理（蔭山委員欠席）、林委員、平木委員
4. 議事（概要）

(1)事務局から資料1に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

（委員からの主な意見）

- ICカードの印刷について、現状の紙での発行と比べて発行までの時間が増えてしまい、運用上の影響が大きいことが想定される。OSSでは、既に審査完了となっていることが前提で出頭しているため、日本自動車販売協会連合会等の書き換えの権限をもった組織において実施できるようになれば、その印刷の待ち時間が削減され、さらに支局に出頭することが不要となるため、検討いただけないか。
- 書き込みの指示はMOTASの営業時間中に限られる制度と理解しているが、指定工場が営業している休日でも書き換えができないのか、という要望が出てくると思われる。また処理が集中すると速度に影響が出てくる恐れもあり、ユーザーの利便性や費用対効果の観点から効率的な業務フローを考えていただきたい。
- ICカードの導入当初に、カード総数1千万程度を作ろうとすると、工場で5メートル程度の1ラインがフル稼働で必要となる。券面印刷は大きなシートで印刷するのではなく、カード一枚ずつ印刷するため時間がかかる。運輸支局で全て券面印刷を行うのは難しいのではないか。
- 取り締まりの現場では、車を止めて安全を確認してから車検証を確認しているのですが、ICカードの読取時間に数秒程度要すること自体には問題はないが、確認すべき事項が券面に記載されることが望ましい。

(2)事務局から資料2、3に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

（委員からの主な意見）

- 車検証電子化に伴う法律改正の施行時期と軽自動車側の関連について道路運送車両法改正案の中でどのような規定をされたかご説明いただきたい。

事務局：登録車は改正法の公布から起算して4年を越えない範囲内で施行するが、軽自動車については、登録車の施行日から更に1年6カ月を越えない範囲内で施行することとされている。

(3) 事務局から資料4に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

(委員からの主な意見)

- マイナンバーカードは、保険証、処方箋、クレジットカード機能との紐づけを検討しており、病院に行ったときは保険証、薬局に行くと薬をもらうときは処方箋、支払うときはクレジットカードとして、一連の処理をアプリケーションの追加なしでマイナンバーカードのみで行えることを目指している。車検証についても、同様に、サーバー側の管理だけで様々なサービスを展開できる可能性があるため、そのような発展性を検討いただきたい。
- 技術的検討において、セキュリティは非常に重要であり、電子化を実装して利便性を上げる、という点も大事である。その上で社会的な基盤となり得るものとしてどう活用できるかということについて4月以降に議論していきたい。

(4) 全体について意見交換を行った。

(委員からの主な意見)

- 今回の仕組みを24時間稼働や休日稼働させたいという要望があるが、記録等事務代行者が券面印刷できなければ、休み明けに支局への出頭が発生する。印刷速度の課題や、端末側の設備的コストもふまえ、記録等事務代行者が券面の印刷をできるか否かは、4月以降に検討するべきではないかと考える。
- システムの新たな構築、ICカードの導入はコスト増になるため、ユーザーにとってのメリットを高めることを追求していく必要がある。その中で休日稼働や新車新規の手続きといったテーマも今後の課題と考えられる。印刷の速度に加え、業務フローの改善や情報の利活用といったところで、今後、ユーザーのメリットを高める検討を行っていただきたい。

以上